



1. 農薬のポジティブリスト制

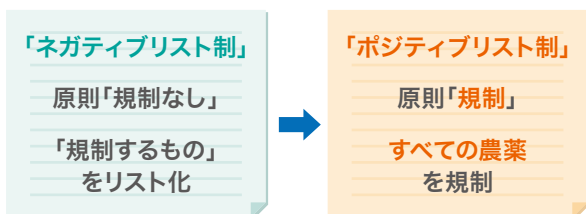
- (1) 2002年、中国産冷凍ホウレンソウの残留農薬問題や国内産地での無登録農薬事件*などが起き、「ネガティブリスト制度」の問題点がクローズアップされました。

*無登録農薬事件

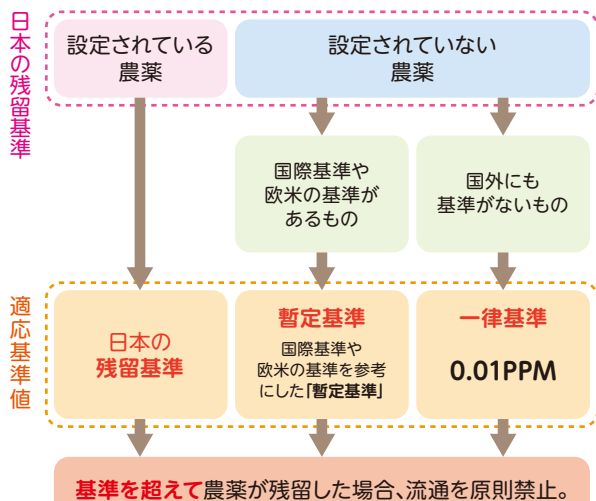
2002年、大阪市生活衛生課が無作為に選んだ洋ナシから「無登録農薬」のダイホルタン(発ガン性の疑い)が検出された。これを皮切りに「無登録農薬問題」は全国に波及し、販売が確認された無登録農薬は10種類にも及びました。

- (2) ポジティブリスト制度以前の「ネガティブリスト制度」は原則規制がなく、「規制するもののみリスト化して示す」という方式で、残留基準が設定されていない農薬についてはいくら残留していても規制できませんでした。

- (3) 2003年の食品衛生法改定に基づき、2006年から「ポジティブリスト制度」が施行されました。「ポジティブリスト制度」では、すべての農薬が規制の対象となり、基準値をオーバーする食品(加工食品含む)は流通が禁止されることになりました。



(4) ポジティブリスト制度の基準値の適応

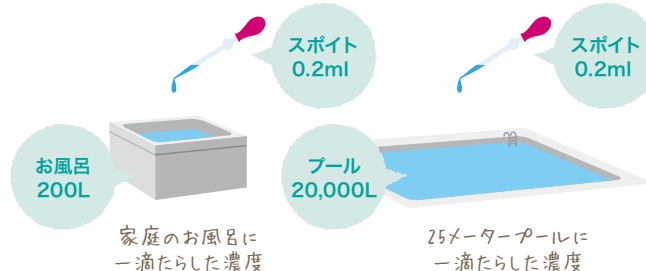


*残留基準値は、農薬と作物ごとに定められています。

- (5) 「一律基準」は、人の健康を損なうおそれのない量として0.01PPMに定められています。

1PPMとは100万分の1

0.01PPMとは1億分の1



「0.01PPM」は非常に微量な濃度で、隣の畑で使った農薬が飛んできただけで、超えてしまうような値です。

2. 2003年、「食品衛生法」の改正と合わせて、「食品安全基本法」が制定され、食品のリスクを評価し、管理する社会的な仕組み「食品安全行政」が作られました。

残留農薬や食品添加物、食中毒など様々な食品に関するリスクについては、「食品安全委員会」で科学的に評価がされ、世の中に公開して広く意見を聞いた上で、基準が作られるようになりました。

食品安全行政のしくみ



(1) 食品安全基本法

- ① 「国民の健康の保護が最も重要」との基本認識が確認されています。
- ② 食の安全確保のための国や行政、食品関連事業者の責務と消費者の役割が示されています。
- ③ この法律に基づいて、「食品安全委員会」が設置されました。

(2) 食品安全委員会

規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関(厚生労働省や農林水産省など)から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関で、内閣府に設置されています。